

# 司法・犯罪に関する心理学

## — 犯罪、非行、犯罪被害および家事事件に関する基本的事項 —

### 少年非行

少年による刑法犯、危険運転致死傷および過失運転致死傷等の検挙人員は、昭和26年の第一の波、昭和39年の第二の波、昭和58年の第三の波を経て、平成8年～10年、13年～15年に一時的に高まりましたが、全体としては減少傾向にあります。

少年事件は、少年法（1948年（昭和23年）7月制定、1949年1月施行）第1条にある「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずること」を目的としています。

ここでいう「少年」とは20歳未満（児童福祉法上の「児童」は18歳未満）の者で、非行少年は犯罪少年（14歳以上20歳未満で、犯罪に該当する行為をした少年）、触法少年（14歳未満で、刑罰法令に触れる行為をした少年）、ぐ犯少年（20歳未満で、将来的に罪を犯すおそれのある少年）に分けられます。

犯罪の嫌疑がある少年は、家庭裁判所に送致されます（全件送致主義）が、触法少年と14歳未満のぐ犯少年は児童福祉法上の措置が優先されます。

家庭裁判所では家庭裁判所調査官の調査をもとに裁判官が審判を行います。必要により少年鑑別所（少年鑑別所法）の観護措置による少年の資質の鑑別を求めて、非行事実と要保護性が審理されます。事案が軽微な場合は審判不開始となります。審判が行われた場合には、不処分、児童福祉法上の措置が望ましい場合の知事または児童相談所長送致、保護処分（保護観察所の保護観察、児童自立支援施設送致、少年院送致）、刑事裁判による処罰が相当とする検察官送致（逆送）があります。少年が16歳以上で故意による犯罪行為で被害者を死亡させた場合は原則として検察官に送致します。

少年院（少年院法）は、非行の傾向や心身の状態により第一種から第四種少年院に分けられており、矯正教育が行われます。

児童自立支援施設は、児童福祉法上の施設であり生活指導を行います。児童相談所の措置と家庭裁判所から送致があり、家庭裁判所からの送致においては強制措置申請がなされることがあります。

保護観察は、保護観察所の保護観察官や保護司の指導・監督を受けながら社会生活を送りながら更生を促します。

検察官送致により刑事裁判で判決を受けた場合、主として少年刑務所（おおむね26歳まで）に収容され矯正教育を受けます。

### 裁判員裁判

裁判員制度は、**裁判員法**（「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」：2004年（平成16年）5月制定、2009年（平成21年）5月施行、平成27年6月改正）により、**国民から選ばれた裁判員**が裁判官と協働で刑事裁判の審理に参加することで、**国民の健全な社会常識の感覚を裁判に反映するとともに、司法に対する理解と信頼を深めようとする**ものです。

裁判員裁判の対象となる事件は、死刑または無期もしくは1年以上の懲役・禁錮となる、殺人、強盗致死傷、傷害致死罪、強姦致死傷、強制わいせつ致死傷、危険運転致死、現住建造物等放火、身の代金目的誘拐、保護責任者遺棄致死、覚せい剤取締法違反等の**一定の重大な犯罪を扱います**。原則として、裁判員6名と裁判官3人が、ひとつの事件を担当します。

法律の知識のない裁判員に審理をわかりやすくするとともに、公判の審理を計画的かつ迅速に行うため、裁判官、検察官、弁護人により、事件の争点や証拠を整理する**公判前整理手続**や**期日間整理手続**が行われます。

裁判員は裁判官とともに有罪無罪の判断と、有罪に対する量刑を評議します。裁判員には「評議の秘密」と「職務上知り得た秘密」について守秘義務が課せられます。

裁判員の中には、被告人の人生を左右する評決に対する責任の重圧や、殺人事件の証拠の確認等で精神的苦痛を訴える者があり、心理的なケアが求められます。

### 医療観察制度

医療観察制度は、**心神喪失者等医療観察法**（「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察に関する法律」：2003年（平成15年）7月制定、2005年（平成17年）7月15日施行）より運用されます。

重大な刑事事件（放火、強制わいせつおよび強姦、殺人、強盗（以上は未遂も含む）、および傷害）を起こしたが、**心神喪失**や**心神耗弱**の状態、起訴されなかったり、裁判で無罪や執行猶予の判決を受けた人たちに対し、社会復帰を促進するための継続的な処遇制度です。

不起訴や無罪になった人について、検察官から地方裁判所に申立てをし、裁判官と精神保健審判員（精神科医）それぞれ1名から成る合議体で審判し、厚生労働大臣が指定した指定入院医療機関での入院治療、または指定通院医療機関での通院治療の決定がなされます。

裁判所の求めにより、保護観察所の社会復帰調整官が生活環境の調査、退院後の生活環境の調整、処遇実施計画の作成、精神保健観察、関係機関との連携確保、ケア会議の開催等で、地域での継続的な医療やケアを支援していきます。

## 犯罪被害者支援

犯罪被害者に対する支援として、犯罪被害者等基本法（2004年（平成16年）12月制定、2005年（平成17年）4月施行）により基本理念と施策が示され、第3次犯罪被害者等基本計画（2016年（平成28年）4月策定）においても、①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組の5つの重点課題が掲げられています。

突然の犯罪によりとまどう犯罪被害者や遺族の相談に対応する被害者支援員を全国の地方検察庁に配置（被害者支援員制度）し、公安委員会が指定した犯罪被害者等早期援助団体（民間団体）を紹介する等、被害者等の援助を行っています。

公判段階では被害者参加制度により、被害者等が被害者参加人として刑事裁判に出席し、被告人に質問したり、自らの意見を述べることができます。被害者への証人尋問では、証言の精神的負担を軽くするため、証人への遮へいやビデオリンク方式での証言、家族や心理カウンセラー等の証人への付添いが認められます。

被害者等が希望して、相当と認められた場合、刑事事件の処分や裁判の結果、加害者の刑務所での処遇状況、出所時期等について通知を受ける被害者等通知制度があります。

少年事件においても、少年法の改正（平成20年）により、被害者等による少年審判の傍聴や保護処分の処遇状況・終了の通知を受けることができます。

また、犯罪被害者等を経済的に支援するため、犯罪被害給付制度や被害回復給付金支給制度等や、日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助制度の活用があります。

被害者の精神的被害の回復や二次被害防止のため、警察の被害者支援カウンセラーや犯罪被害者等早期援助団体の相談員、性犯罪被害者のた

めのワンストップ支援センター等での公認心理師の活躍が期待されます。

### 面会交流

面会交流とは、離婚または別居により、子どもが子どもを養育・監護していない親（非監護親）と面会等を行うことです。子どもの権利条約（1994年批准）の9条には、父母との関係をもつことを子どもの権利としています。民法改正（「平成23年民法等一部改正：2012年（平成24年）施行）により766条1項に「父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、…子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と明文化されました。

不仲の両親であっても、子どもにとっては実の親で、会いたくても同居の親（監護親）に気を使い本音を伝えるにいとわれますが、両親の面前DVを体験した子どもや、離れている親からの虐待を体験した子どもにとっては、面会を拒否したいこともあります。

面会交流権を主張し、養育費の支払い等を理由に、子どもへの面会を求める親がいますが、子どもを利用してパートナーとの関係を維持しようとする等、親の都合に子どもが巻き込まれて負担を強いられていることがあります。

面会交流の実施がかえって子どもの福祉を害する特段の事情（面会交流を禁止・制限すべき事由）として、①子どもの連れ去りのおそれがある場合、②非監護親が子どもを虐待していた場合、③監護親が非監護親からDV等を受けていた場合、④子どもの拒絶がある場合が挙げられており、注意を要します。

面会交流等は、あくまでも子どもの健全な成長を助けるものであり、子どもの意思を第一に配慮しなければなりません。低年齢の子どもほど意思の確認が難しいです。公認心理師には、子どもの意思確認や、面会交流時における付添い等で子どもの精神的負担の軽減や親に対する思いをケアする関わりが求められます。同時に、親に対しては、親としての課題が整理されるとともに、真に家族の問題解決の一助となることが期待されます。